

聖隸クリストファー高等学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は聖隸クリストファー高等学校同窓会と称し、本部を高等学校事務局におく。

(会員)

第2条 本会は次の会員で組織する。

1. 通常会員は、聖隸クリストファー高等学校卒業生とする。但し卒業生でなくても本校に在学したことのある者は、本人の希望により代表幹事会の決議を経て会員であることを認める。
2. 特別会員は、本校在職の教職員および旧職員とする。

(目的)

第3条 本会は、母校の教育振興に尽くし、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。選出は次のとおりとする。

名 誉 会 長 1名 高等学校長とする。
会 長 1名 役員選考委員会が候補者を選出し、代表幹事会が承認する。
副 会 長 3名 会長が指名する。
書 記 2名 会長が指名する。
会 計 2名 会長が指名する。
会 計 監 査 2名 会長が指名する。
代 表 幹 事 長 各学年原則1名を選出する。
幹 事 各クラス原則1名を選出する。
顧 問 1名 会長が委嘱する。

(役員の任務)

第5条 役員の任期は、2年とし再任は妨げない。

名 誉 会 長 本会の運営について相談役となる。
会 長 本会を代表し、会務を総括する。
副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
書 記 本会の庶務を司る。
会 計 本会の会計を司る。
会 計 監 査 本会の会計を監査する。
代 表 幹 事 長 各期卒業生を代表し、本会の承認並びに、本会目的を達成する為に必要な事項を司る。
幹 事 各ホームルームを代表し、本会の目的を達する為に必要な事項を司る。
顧 問 本会と学校との連絡事項を処理する。

(会議)

第6条 本会の会議は、次の4種とする。尚、諸会議の議決は、出席者の2/3の賛成を必要とする。

1. 総 会 本会は、毎年開催し、会計ならびに事業報告、その他必要な事項を審議し、承認する。但し、会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
2. 役 員 会 事業計画により、本会の会務を司る。会は、必要に応じて会長が召集する。
3. 代 表 幹 事 会 事業計画により、本会の目的達成の為、諸事項を審議し、決定する。会は、必要に応じて会長が召集する。
4. 幹 事 会 必要に応じて会長が召集する。

(事業)

第7条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定期総会の開催
2. 同窓会名簿の発行
3. 同窓会会報誌の発行
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会計)

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とし、本会の維持運営費は、入会金、寄付金その他の収入を以て之に充てるものとする。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損する行為のあった時は、代表幹事会の決議によって除名することができる。

(報告)

第10条 会員は、住所の移転、その他の異動ある時は、直ちに高校事務所に報告しなければならない。

(会則)

第11条 本会会則の変更は、代表幹事会の決議による。

(雑則)

第12条 この会則の実施に関わる細則は別に定める。

付則 1. この会則は1974年4月9日より施行する。
2. 1985年4月1日一部改訂。
3. 1993年4月1日一部改訂。
4. 1995年4月1日一部改訂。
5. 1997年4月1日一部改訂。
6. 2001年4月1日一部改訂。（校名変更）

聖隸クリストファー高等学校同窓会細則

聖隸クリストファー高等学校同窓会会則第12条に基づき、同窓会細則を次に定める。

(適用範囲)

第1条 聖隸クリストファー高等学校同窓会における運営の取扱については、同窓会会則(1974年施行以下「会則」という。)によるほか、この細則の定めによる。

(会員)

第2条 会則第2条2項特別会員の旧教職員とは、同窓会役員において推薦した者を代表幹事会が承認したものとする。

(役員)

第3条 会則第4条の代表幹事長は、各学年原則1名を選出するとあるが、代表幹事会の審議により、定員を増員することができる。幹事についても、同様とする。

(役員選出)

第4条 本会会長選考委員会は、別に定める規定によるものとする。

(慶弔)

第5条 会員(通常・特別)の慶弔については、別に定める規定によるものとする。

(会計)

第6条 会則第8条による入会金は、一旦納入されたものについては返金しないものとする。

(援助金等)

第7条 部活動援助金等は、代表幹事会の決議によるものとする。尚、緊急を要する場合は、同窓会三役会議にて協議し対応し、代表幹事会の承認を受けるものとする。

(基金)

第8条 同窓会の基金については、別に定める規定によるものとする。

(細則)

第9条 本会細則の変更は、代表幹事会の決議によるものとする。

役員選考委員会規定

第1条 同窓会細則第4条に基づき役員選考委員会を構成する。

第2条 代表幹事会は、役員選考委員若干名を選出し、会長は委嘱する。

2. 役員選考委員は、通常会員中より会長候補者を選出し、代表幹事会に報告する。

付則 1. この規定は、1995年4月1日より施行する。

2. 1997年4月1日一部改訂。

同窓会慶弔規定

第1条 同窓会細則第5条に基づき慶弔規定を定める。

第2条 会員及び特別会員の慶弔は、原則として下記によるものとする。

1. 慶事は、通常会員である本人が社会的に高く評価される活動又はその行為に対し慶意を表する。

2.弔事は、通常会員及び特別会員である本人が死亡した時に弔慰を表する。

第3条 傷弔金は、通常会員は、5,000円、特別会員は3,000円を上限とする。但し、代表幹事会において、金額の変更を行うことができるものとする。

第4条 この規定の適用に係わる特別の事情が発生した場合は、代表幹事会で協議の上決定することとする。

付則 1. この規定は、1997年4月1日より施行する。

同窓会基金規定

(目的)

第1条 この規定は聖隸クリストファー高等学校(以下高等学校という)同窓会細則第8条に基づき、同窓会基金に関することを定める。

(趣旨)

第2条 この基金は、同窓会の事業収入及び会員の寄付金の一部を原資とし、高等学校に在学する生徒で、学業成績、品行方正でありながら経済的な理由から、修学が困難な生徒に、奨学金を貸し付け、また部活動に助成金を給付し、もって社会に貢献する。

(事業)

第3条 この基金は前条の趣旨により、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 高等学校に在学する生徒で、経済的な理由から修学が困難なものへの奨学金の貸付

(2) 高等学校における部活動への助成金の給付

(3) その他の目的を達成するために必要な事業

(適用)

第4条 この基金は、高等学校校長の要請により、代表幹事会の承認を以て適用するものとする。

(貸付金)

第5条 貸付金については、次の各号により行う。

(1) 貸付金の利子は無利子とする。

(2) その他は借用証書に記載の通りとする。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、特別の事情が発生した場合は、代表幹事会で協議のうえ決定することとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、代表幹事会が行う。

付則 この規定は、1997年4月1日から施行する。